

七、徹夜勤務ノ場合ハ代休半日支給ハ  
 八、風呂場、設置ハ不可能  
 九、休憩時間ハ認メラレヌ  
 十、特殊衣服半當ハ支給不可能  
 十一、食料ハ考慮スル  
 十二、労働半當ハニケ自勤業者ニ對シ一日間ノ休暇ヲ支給スル  
 十三、奨励金ハ善行者ニ對シテハ考慮スル  
 十四、女子従業員ニ関スル事項ハ漸次改善スル  
 十五、組合代表者ヨリ  
 十六、會社ハ従業員ノ幸福ノ為メ相當意ヲ用ヒフ、アルコトハ之ヲ諒  
 トスルべシ可ク早ク業ノ完成ヲ見テ實施セラレタイ尚努力完  
 成ミタル場合ハ更メテ通告セラレタイ事ノ希望ヲ述ベ會社側  
 ノ意見ヲ諒解請去セリ  
 右及申一(通)報候也

三

調査會  
 事務第一〇五〇種  
 昭和十二年五月十八日

警視總監 横山 助 成

内務大臣 河原田 稼吉 殿  
 社會 局長 官 殿  
 各廳 長 官 殿



大日本麥酒株式會社目黒工場労働争議(全詳)  
 二開スル件  
 (第一報——發生)

二月分賃証工場従業員代表者及外部五名ハ工場長ト會見シテ別記ノ事項ヲ提言シ會社側ハ後之時回答  
 ヲカケタルニ會社在リテハ會社側ヨリ回答ヲ為スニ至ラヌ  
 三従業員ハ會社後八時ニ分リ全評定會社側ヨリ賃証組合ニテ之ヲ糾結シ大會ヲ舉行  
 三及び五月九日正午再回答ヲカケタルニ會社側ヨリ再回答ヲ為サス  
 四今日夜従業員會社側僱合後ノ斗争方針ニ決メ協議セリ

報